

この書面をよくお読みください。

## 特定商取引法に基づく概要書(ちゃれんじ English!)

### 1. 事業者の氏名(法人名または個人名)、住所、電話番号、法人にあっては担当者の氏名

個別指導ジャンピングアップスクール  
神奈川県海老名市国分南1-28-12 MSビル2階  
電話 046-239-4450  
代表 筒井 龍

### 2. 役務の内容

- ・役務の種類 小学生を対象とした英会話
- ・役務提供の形態又は方法 Skypeによるマンツーマン英会話及び当塾講師による個別指導
- ・役務を提供する時間数などの合計

	Skypeによる英会話 25分/回		当塾講師による個別指導※1 中学準備クラス 60分/回 キッズクラス 30分/回		曜日・時間 (月～金)
	聴く	話す	読む	書く	
中学準備クラス 小4～6	◎	◎	◎	◎	16:30-18:00 (合計90分) ※2
キッズクラス 小1～4	◎	◎	○	○	16:00-17:00 (合計60分) ※2 or 16:30-17:30 (合計60分) ※2

※1 個別指導の内容は、ご相談の上で決めていただくことができます。

※2 ( ) 内の合計時間には、5分間の準備時間を含みます。

土・日および祝日、その他塾が定めた日が休講となります。

また、夏期講習期間(7月下旬～8月)および冬期講習期間(12月下旬～1月上旬)は、本講座は休講となります。この期間に受講を希望される方は、夏期講習・冬期講習をお申し込みいただく形となります(時間帯が変更となる可能性がございます)。

キッズクラスは小学1～4年生が対象ですが、塾に慣れていただく目的として、最初の2か月間はどの学年の方も受講していただくことができます(その場合、2か月経過後、小学5年生以上の方は、自動的に中学準備クラスに変更させていただき、小学4年生の方は、中学準備クラス・キッズクラスのどちらかをお選びいただけます)。

### 3. 役務の対価(権利の販売価格)そのほか支払わなければならない金銭の概算額

		中学準備クラス(小4～6)		キッズクラス(小1～4)	
		週1	週2	週1	週2
通常月	2～6月, 9～11月	7,000円	13,000円	5,000円	9,000円
一部休講月	1月 上旬休講(3回/月)	6,000円	11,000円	4,000円	7,000円
	7月 下旬休講(3回/月)				
休講月	8月	なし 維持費も不要	なし 維持費も不要	なし 維持費も不要	なし 維持費も不要

夏期講習期間(7月下旬～8月)および冬期講習期間(12月下旬～1月上旬)は、本講座は休講となります。それにともない、7月・12月・1月は月謝から1,000円(週2の方は2,000円)引きとなり、8月は月謝・維持費ともにかかりません(上記の表をご覧ください)。上記期間に受講を希望される方は、夏期講習・冬期講習をお申し込みいただく形となります(その場合、別途講習費をいただきます)。

別途、教室維持費(教材費込み)として2,000円/月いただきます。

### 4. 購入が必要な商品がある場合にはその商品名、種類、数量

入会時に入会金として10,000円がかかります。

また試験対策講習・期別講習等の講習につき、別途受講料がかかります。

なお、塾用のノートを2冊ご用意いただき、英和・和英辞典もご用意ください。PCなどSkypeに必要な機材一式はこちらでご用意いたします。

### 5. [3][4]の金銭の支払時期、方法

初回の費用につきましては、受講開始日までに受講料のお支払いをお済ませ下さい。以後、毎月中旬頃に書面にて翌月分の月謝等を請求させていただきますので、月末までにお支払いください。

原則として振込みでのお支払いとなります。その際の振込み手数料は、ご負担いただきます。この場合、振込み控えが領収証の代わりとさせていただきます。

例外的に現金でのお支払いも可能です。但し、防犯上の理由により十分な釣銭のご用意がございません。現金でお支払いいただく場合には、釣銭のないようにお支払いをお願いいたします。

なお2か月以上月謝を滞納された場合、大変遺憾ながら退会処分とさせていただきます。その場合であっても、滞納分はお支払いいただきます。

## 6. 役務の提供期間

契約期間は原則1か月とし、双方から所定の申し出がない限り自動継続とします。

なお、更新時には、更新料等は請求しないものとします。

また、契約内容・期間に変更が生じた場合には、両者合意の確認のため、新たな契約書を作成し、本契約はその時点で、破棄されるものとします。

他の塾生に迷惑をかけるなど、教室の適切な運営の面から通塾していただくことが難しいと合理的に判断できる場合、大変遺憾ながら退会処分とさせていただきます。

## 7. クーリング・オフに関する事項

- ① 契約書面を受け取った日から数えて8日間以内であれば、書面により契約の解除（クーリング・オフ）をすることができます。
- ② 入塾申込・契約者は、当塾が特定商取引法(以下「法」といいます。)第44条第1項の規定に違反して法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当塾が法第44条第3項の規定に違反して威迫したことにより困惑し、これらによって法第48条第1項の規定による特定継続的役務提供契約の解除を行わなかった場合には、当塾が交付した法第48条第1項の書面を入塾申込・契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでは、入塾申込・契約者は書面によって契約を解除することができます。
- ③ ①に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ④ ①及び②に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ⑤ ④に記す契約の解除は、入塾申込・契約者が契約を解除する旨を記載した書面を発信した時より成立します。
- ⑥ ①に記す契約の解除については、手数料は不要とし、入塾申込・契約者は損害賠償又は違約金の支払いを請求されることはありません。既に引き渡された関連商品の引取りに要する費用、提供を受けた役務の対価その他の金銭の支払義務はありません。既に代金又は対価の一部又は全部を支払っている場合は、速やかにその全額の返還を受けることができます。

## 8. 中途解約に関する事項

- ① クーリング・オフ期間経過後においても、特定継続的役務提供等契約を解除（中途解約）することができます。  
原則前月15日までに中途解約（退会）をお申し出いただければ、翌月以降退会扱いとさせていただきます。  
その際、前受金をいただいている場合は全額返還するものとします。ただし、次のA・Bの場合に応じ、以下に定める額を超えない範囲で解約損料を請求いたします。  
A. 契約の解除が役務提供開始前である場合 1万1千円  
B. 契約の解除が役務提供開始後である場合 (aとbの合計額)  
a 提供された特定継続的役務の対価に相当する額  
b 当該特定継続的役務提供契約の解除によって通常生ずる損害の額として政令で定める以下の額  
2万円または1ヶ月分の授業料に相当する額のいずれか低い額
- ② ①の役務の対価の単価は(月・回数)をもって計算するものとします。
- ③ ①に記す契約の解除があった場合、当塾が関連商品の販売又はその代理もしくは媒介を行っているときは、入塾申込・契約者はその関連商品販売契約についても解除することができます。
- ④ ③に記す契約の解約時に、入塾申込・契約者が当塾に関連商品を返還した場合において、未使用分に相当する前受金がある場合は、当塾は入塾申込・契約者に当該金額を返還するものとします。
- ⑤ 当塾の事情変更等に基づく中途解約にあたっては、解約手数料等を徴収しないものとします。
- ⑥ 返還金のある場合は、入塾申込・契約者の指定する方法で速やかに甲に返還するものとします。

## 9. 割賦販売法に基づく抗弁権の接続に関する事項

割賦販売は取り扱っておりません。

## 10. 前受金の保全に関する事項

前受金の保全措置はとっておりません。

## 11. 特約があるときは、その内容

譲渡禁止特約があります。

入塾・申込契約者が役務の提供を受ける権利について、他人に譲渡することはできません。

個人情報のお取り扱いにつきましては、別紙「入塾約款」裏面をご覧ください。